

(平成29年1月1日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート (1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

特例の適用に係る会社の名称：

贈与者氏名

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
贈与者	贈与前のいずれかの日	○ 会社の代表権 (制限が加えられたものを除きます。以下同じです。) を有していたことがありますか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	贈与の直前 (注1)	① 贈与者及び贈与者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 贈与者が贈与者及び贈与者と特別の関係がある者 (後継者を除きます。) の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
	贈与の時	○ 会社の代表権を有していますか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど
後継者 (受贈者)	贈与の時	① 20歳以上ですか。	はい いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など
		② 会社の代表権を有していますか。	はい いいえ	
		③ 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	
	④ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍謄本又は抄本など	
贈与の日	○ 贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員でしたか。		はい いいえ ○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
贈与の時から申告期限まで	○ 特例受贈非上場株式等の全てを保有していますか。(注4)		はい いいえ ○ 株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) など	
会社	贈与の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注5)	はい いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。	はい いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6)	はい いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注7)・(注8)	はい いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注9)	はい いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注10)	はい いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。	はい いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい いいえ	○ 株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) など

※ 2面の注書を参照願います。

受贈者 (特例適用者)

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(平成29年1月1日以降用) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート (2面)

- (注)1 贈与者が贈与の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
4 特例受贈非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7第1項に規定する株式等をいいます。
5 円滑化法とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。
6 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する会社をいいます。
7 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第6項に規定する会社をいいます。
8 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
9 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に規定する会社をいいます。
10 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

提出書類		チェック欄
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける非上場株式等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類(「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」に必要な事項を記載してください。)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、贈与の直前及び贈与の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りです。)	☐
3	贈与の時における会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
5	外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人の株式等を有する場合には、贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、贈与の日の3年前の日の属する事業年度から贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

相続時精算課税の適用を受ける場合

○ この特例の適用に係る非上場株式等について、相続時精算課税の適用を受ける場合には、次に掲げる適用要件も確認してください。

項目	確認内容(適用要件)	確認結果	
1	贈与者は、昭和32年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
2	受贈者は、平成9年1月2日以前に生まれた人ですか。	はい	いいえ
3	受贈者は、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。	はい	いいえ

○ 相続時精算課税の適用を新たに受ける場合には、相続時精算課税選択届出書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。また、次の表の1から4までの書類は、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

添付書類		チェック欄
1	受贈者や贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫であること	☐
2	受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、2の書類を提出する必要はありません。	☐
3	贈与者の住民票の写しその他の書類で、贈与者の氏名、生年月日を証する書類 (注)1 添付書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。なお、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。 2 上記1の書類として贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、3の書類を提出する必要はありません。	☐
4	贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。) (注) 上記3の書類として贈与者の住民票の写しを添付する場合で、贈与者が60歳に達した時以後又は平成15年1月1日以後、贈与者の住所に変更がないときは、4の書類を提出する必要はありません。	☐